

4-2
543

国大第235号



昭和25年7月25日

各
国
公
私
立
大
学
長
短
期
大
学
長
専
門
学
校
長
各
道
府
県
知
事
各
道
府
県
教
育
委
員
会
(但し東京都を除く)

殿

文 部 事 務 次 官

集会・集団行進及び集団示威
運動に関する東京都条例の学
内における解釈適直について

上記について、別紙写のとおり東京都内の国
立・公立・私立の大学・短期大学・高等専門学
校長等あて通達しました。各地方公共団体にお
いて同種条例が制定された場合には、同様の方
針で関係公安委員会と協議措置されることが適
当と思われますので、参考のため送付します。

天野 482

国大第235号

昭和25年7月25日

東京都内所在の国立・公立・私立
大学長・短期大学長・専門学校長 殿

文 部 事 務 次 官

集会・集団行進及び集団示威運動
に関する東京都条例の学校内にお
ける解釈適用について

先般上記の条例が改正され7月3日から施行に
なっていますが、この条例の学校内における解釈
適用について警視庁と協議の結果、別紙(▲)の
とおりに決定しましたので、その取扱に遺憾のな
いように願います。

おつて同条例の解釈適用に疑義のある場合は、
所轄警察署長と協議の上処理されるよう希望しま
す。

VI-517

国大第235号
昭和25年7月25日

東京都知事・東京都教育委員会 殿

文 部 事 務 次 官

集会・集団行進及び集団示威
運動に関する東京都条例の学
校内における解釈適用について

先般上記の条例が改正され7月3日から施行になつていますが、この条例の学校内における解釈適用について警視庁と協議の結果、別紙(▲)のとおりに決定しましたので、貴管下関係学校に周知させぬの取扱に遺憾のないように願います。

おつて同条例の解釈適用に疑義のある場合は、学校長が所轄警察署長と協議の上処理するようにして下さい。

別 紙 (▲)

第1 都条例第1条による集会等のうち、学校構内(学校長が管理上の責任を負う地域又は建物その他の施設)におけるものについては、当該学校の管理者又は学校長の承認を得て、その許可申請をするものとする。

第2 学校構内における集会である場所を区切り特定人のみで行われ一般公衆が自由に参加し得ない状態にある次のようなものは、「公共の場所における」集会とはみなされず、したがつて許可の申請は必要としないこと。

(1)学校当局が主催者となつて、学生・生徒・児童又は特定人を対象とするもの。

たとえば、学内講演会、学芸会、映画会、展覧会、教職員懇談会、学校教育法第67条による公開講座、学会、研究会等。

(2)学校当局以外の者が主催する場合

当該学校の教職員、学生、生徒その他「学校長の承認した」特定の人又は団体がその学校の管理者又は学校長の定める手続による許可を得て特定の者を対象として行うもの。

たとえば、学生大会、生徒会、講演会、PTAの会、父兄会、卒業生懇談会、学会、研究集会、官公庁等の主催する講習会等。

第3 学校構内における集会、集団行進、集団示威運動等の取締については、当該学校長が措置することを建前とし、要請があつた場合警察がこれに協力することとする。

第4 研究所等の学術研究施設におけるものについても上記第1から第3までの例によること。

以 上